

用語の説明（2024年度決算ベース）

基準財政収入額

各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、その地方公共団体について一定の方法で算定した額をいう。
市町村分の算定については、基準税率をもって算定した法定普通税及び事業所税、〔利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金の収入見込額〕のそれぞれの100分の75の額に、さらに地方譲与税（地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税）、基準率をもって算定した国有資産等所在市町村交付金、分離課税所得割交付金、交通安全対策特別交付金の収入見込額、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額の25%及び地方消費税交付金に係る税率引上げ分の25%の額を加えた額である。

基準財政需要額

各地方公共団体の財政需要を合理的に測定するために、その地方公共団体について一定の方法で算定した額をいう。
具体的には、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において地方行政を行うため又は標準的な施設を維持するために必要な財政需要を各行政項目ごとに〔単位費用×測定単位×補正係数〕で算定した額の合計。

標準税収入額等

基準財政収入額の算定対象とされた税収入等の総額で、次の算式によって求められる。〔1表の1〕

* (基準財政収入額－市町村民税所得割に係る税源移譲相当額の25%－地方消費税交付金に係る税率引上げ分の25%－地方譲与税－交通安全対策特別交付金－分離課税所得割交付金) × 75分の100 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 分離課税所得割交付金

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、次の算式によって求められる。〔1表の1〕

* 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、 $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の過去3か年平均で求められる。〔2表の2〕

経常一般財源

毎年度定例的に収入され、かつ、その用途について何ら制約がない収入で、一般的にその範囲は、普通税、国有資産等所在市町村交付金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金等、普通交付税、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途が特定されないものとされている。〔2表の3〕

経常経費充当一般財源

毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源。〔2表の3〕

経常一般財源比率

歳入構造を分析する指標で、 $\frac{\text{経常一般財源額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ で求められ、一般財源の「ゆとり」を示すものとされている。[2表の2]

経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、 $\frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債発行額}} \times 100$ で表され、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。[2表の4]

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。[1表の3]

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、[形式収支－翌年度に繰り越すべき財源]により求めた額。この場合の「翌年度に繰り越すべき財源」とは、通常の繰越のほか、事業繰越及び支払繰延に係る財源が加えられている。[1表の3]

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるため、その影響を控除した単年度の収支のことで、[当該年度の実質収支－前年度の実質収支]によって求められる。[1表の3]

実質単年度収支

単年度収支に実質的な黒字要素を加え、実質的な赤字要素を差し引いた額で、黒字要素とは財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額をいい、赤字要素とは財政調整基金の取崩し額をいう。[1表の4]

実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合で、 $\frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ で求められる。[1表の4]

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、

$\frac{\text{公債費に充当された一般財源（一時借入金利息を含む。）}}{\text{一般財源総額}} \times 100$ で求められる。[1表の4]

普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等の理由により、財政比較や統一的な掌握を可能にするため、地方財政統計上用いられる会計区分（地方自治法等の法律によって規定されているものではない）。市町村の会計には一般会計の他に多くの特別会計があるが、普通会計は公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計として取りまとめたものであり、普通会計の中で公営事業会計に関する収支をしている場合、これらは普通会計から除外される。

公営事業会計

公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計及び公立大学付属病院事業会計をいう。

一般財源

その用途について何ら制約がない財源で、一般的には地方税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金、地方特例交付金等とされている。

特定財源

財源の用途が特定されている財源で、一般財源以外のものをいう。

自主財源

市町村が自主的に収入するもので、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入とされている。〔2表の1〕

依存財源

自主財源に対する区分で、国や県の意思決定に基づき収入されるもので、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等、国庫支出金、都道府県支出金、地方債及び各種交付金とされている。

義務的経費

その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性の強い経費で、一般的には人件費、扶助費、公債費とされている。

任意的経費

義務的経費以外の経費をいう。

消費的経費

支出の効果が極めて短期間で終わる経費で、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等（普通建設事業費に係るものを除く。）とされている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校及び公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費及び災害復旧事業費とされている。

臨時財政対策債

地方の財源不足を補填するために、投資的経費以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債。

実質赤字比率

財政規模に対する一般会計等の実質赤字の比率で、 $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額（繰上充用額+（支払繰延額+事業繰越額））}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ により求められる。一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計をいう。

連結実質赤字比率

財政規模に対する全会計に係る実質赤字の比率で、 $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ により求められる。連結実質赤字額とは、次のイ～ニにおいて、イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額をいう。

- イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業及び法非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率

財政規模に対して一般会計等が負担する元利償還金等の比率の3か年平均。比率は、

$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$ により求められ、準元利償

還金とは次のイ～ホの合計額をいう。

- イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ：組合及び地方開発企業団（組合等）への負担金及び補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ：債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ホ：一時借入金の利子

将来負担比率

財政規模に対する公営企業及び出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的負債の比率。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$
により求められ、将来負担額とは次

のイ～ヌの合計額を、充当可能基金額とはイ～チの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金をいう。

- イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト：当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ：設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ：連結実質赤字額
- ヌ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

資金不足比率

公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金不足額の比率。
$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$
により求められ、このうち資金の不

足額及び事業の規模は、それぞれ次の算式により求められる。

* 資金の不足額

法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業：（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）
－解消可能資金不足額

（注）1 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

2 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

* 事業の規模

法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

（注）1 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

2 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、事業経営のための財源規模（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。